

問合せ先
海上保安庁
海上警察権法律改正等準備室 高橋
03-3591-6361(内2160)、03-3591-6371(直通)



平成24年2月28日
海上保安庁

海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案について

I 背景

我が国周辺海域における情勢の変化等に対応して、海上保安官等が一定の離島における犯罪に対処できることとするとともに、領海等において停留等を伴う航行を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対し、立入検査を行わずに勧告及び退去命令を行うことができることとする等の改正を行う。

II 概要

1. 海上保安庁法の一部改正

① 遠方離島における海上保安官による犯罪対処

本土から遠隔の地にあることその他の理由により警察官が速やかに犯罪に対処することが困難であるものとして海上保安庁長官と警察庁長官が定める離島において、海上保安官が犯罪に対処することができることとする。

この場合には、海上保安官は、警察官職務執行法を準用して犯罪の予防等を行うとともに、司法警察職員として犯人の捜査及び逮捕を行うものとする。

② 質問の対象者の拡大

海上保安官の質問権の対象者に、船舶所有者等、海上の安全及び治安の確保上重要な事項を知っていると認められる者を加える。

③ 海上保安庁の任務・所掌事務規定の整理

海上保安庁が行う領海等における警備業務について、任務及び所掌事務規定に「海上における船舶の航行の秩序の維持」等を明記する。

2. 領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部改正

① 外国船舶に対する立入検査を省略した勧告・退去命令

領海等において停留等を伴う航行を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対しては、立入検査を経ることなく、勧告を行った上で領海等から退去することを命ずることができることとする。

III 閣議決定日

平成24年2月28日(火)

●海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案

我が国周辺海域における情勢の変化等に対応して、海上保安官等が一定の離島における犯罪に対処できることとするとともに、領海等において停留等を伴う航行を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対し、立入検査を行わずに勧告及び退去命令を行うことができることとする等の改正を行う。

法改正の必要性

近年、外国人活動家が遠方離島に上陸して領有権主張活動を行う事案のほか、多数の外国漁船が領海内に入域して操業する事案、外国の漁業監視船や海洋調査船が領海内に入域する事案等が発生し、我が国の周辺海域をめぐる情勢は大きく変化している。

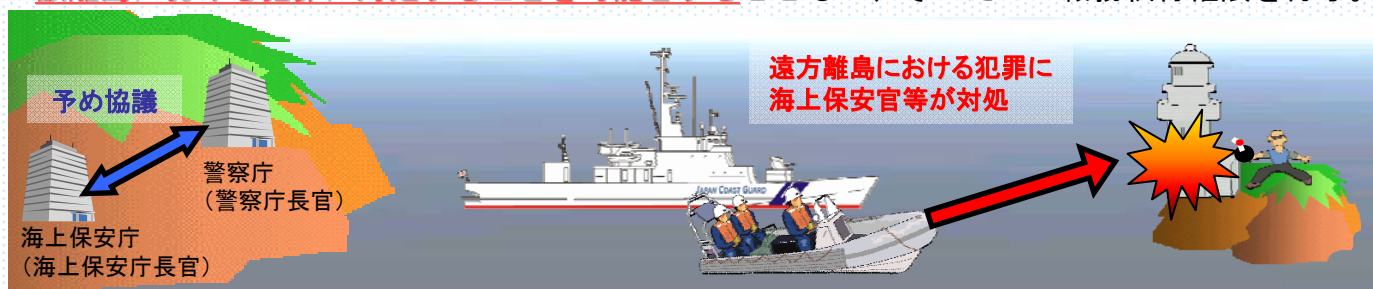
これらの事案に対し、**遠方離島上で発生した犯罪に海上保安官が対処する**ほか、**外国船舶に速やかに領海外への退去を命ずる**など、迅速かつ的確に法令を執行して我が国の領海等における安全及び治安を確保する必要がある。

法案の概要

1. 海上保安庁法の一部改正

①遠方離島における犯罪対処

警察官が速やかに犯罪に対処することが困難な一定の遠方離島において、**海上保安官等が当該離島における犯罪に対処することを可能とする**とともに、そのための職務執行権限を付与。



②質問権の対象範囲の拡大

現在、乗組員及び旅客に対して認められている任意の質問権について、船舶所有者等のほか、安全・治安の確保上重要な事項を知っていると認められる者にも対象範囲を拡大。



③任務・所掌事務規定の整理

海上保安庁が行う領海等における警備業務について、任務及び所掌事務規定に「海上における船舶の航行の秩序の維持」等を明記。

2. 領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部改正

領海等において停留等を伴う航行を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対して、立入検査を行わずに勧告を行うとともに、**勧告に従わず航行の秩序を維持するために必要な場合は領海等からの退去を命令**。

